

令和7年度危険物安全週間

令和7年6月8日(日)～6月14日(土)

推進標語 「危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る」

ガソリンやアルコールなど危険物は生活に不可欠で便利な物質ですが、一たび事故となると大きな被害が発生する危険な物質でもあります。

乙訓消防組合では、危険物安全週間中に、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を図ることで、住民のみなさまや危険物を取り扱う事業所のみなさまとともに、危険物の無事故、無災害を推進しています。

= 危険物取扱者の責務 =



危険物の貯蔵・取扱
技術基準の順守



危険物取扱者
免状の書換え



危険物取扱者の
立会い・必要な指示



事故防止のため、日常から
細心の注意を払う



危険物取扱者免状の
携帯義務

危険物施設で作業する危険物取扱者は、
3年に1度の保安講習を受けましょう。

身近な危険物 の取り扱いにご注意を！

身近な危険物の代表的なものとしては、自動車の燃料となる**ガソリン**や**軽油**、ストーブの燃料として使用される**灯油**があります。その他にも、**消毒用アルコール**や**化粧品**、**制汗スプレー**の中にも消防法の危険物として規制を受けるものがあります。

ここでは、消毒用アルコールや化粧品などの取り扱いの注意点をご紹介します。

火気の近くでは使用
しないようにしましょう。



詰替えを行う場所では
換気を行いましょう。



直射日光が当たる場所に
保管することはやめましょう。



正しい方法で廃棄
しましょう。

お住まいの自治体の
分別排出ルール
や指示に従って、
正しい方法で廃棄
しましょう。



危険物安全週間啓発に ご協力をお願いします

従業員や住民の皆さんに危険物安全週間の
実施を広く知っていただくために、
立看板の掲出にご協力をお願いします。

- ※ 標語は朱書きとしてください。
- ※※ 貴対象物名を記入してください。

〈立看板作成例〉

危険物安全週間

危険物

無事故へ挑む

ゴング鳴る

※※貴事業所名

乙訓消防組合消防本部

六月八日（日）から
六月十四日（土）まで